

# PART I : INDIVIDUAL INCOME TAXATION

## 1. Overview (Filing) & 2. Payment of Tax

計6問

CORE : REG Q 1~6

USCPA試験対策用に厳選問題を効率重視で下表の3つにランク分けしている。なお、Becker Online演習ソフトのMC問題を解かずとも、合格するために十分な演習問題数を日本語ポイント解説付きで掲載している。英文解説はBeckerが作成している。※下表はTAX用。

<b>Aランク</b>	基本問題 目標正答率：100%
<b>Bランク</b>	合否を分ける問題 ※複数の論点が併せて出題されている。 ※ひねりやひっかけが含まれている。 目標正答率：80%
<b>Cランク</b>	難問、奇問、出題頻度が低い問題 ※時間をかけないこと。 目標正答率：50%

### 1. MCQ-14712 □□ A

税法の法源の階層を判断する際、タックス・プランニングにおいて最も権威的価値があるのは、以下のどれか。

- 内国歳入法。
- 内国歳入庁（IRS）規則。
- 裁判所の判例。
- IRS 調査官レポート。

### 2. TAC Original □□ B

以下のうち、当課税年度の途中で死亡した個人の納税者の申告義務について正しいのはどれか。

- 死亡した年度は個人所得税申告書を提出する必要はない。
- 死亡した年度末（12月31日）の前に個人所得税申告書を提出する必要がある。
- 死亡日から9カ月以内に個人所得税申告書を提出する必要がある。
- 死亡した翌年の4月15日までに個人所得税申告書を提出する必要がある。

### 3. MCQ-02084 □□ A

Kreteは、給与所得のみの独身の納税者であり、20X1年度の所得税申告書を提出した。20X1年12月31日までに、Kreteの雇用主は\$16,000の連邦所得税を源泉徴収し、Kreteは予定納税を行っていない。20X2年4月15日に、Kreteは申告書の提出について延長の申請書を提出し、追加で\$300の税を支払った。Kreteの20X1年度の所得税額は\$16,500だったが、期限内となる20X2年4月30日に申告書を提出した時に残りを支払った。予定納税の過少納付による罰則金はいくらになるか。

- \$0
- \$200
- \$500
- \$16,500

### 4. MCQ-02098 □□ A

Chris Bakerの20X1年度申告書におけるAdjusted gross income (AGI) は\$160,000であった。これは12カ月分の金額である。20X2年度において、Bakerが予定納税の過少納付による罰則金を回避するためには、期限内に以下の法定年税額：

- 当年度の税額の90%を4分割で納付する。
- 前年度の税額の110%を4分割で納付する。
  - I only.
  - II only.
  - Both I and II.
  - Neither I nor II.

※問題集ページ数÷2＝翻訳集ページ数の構成としています。デジタル教材もご活用ください。

**5. MCQ-06884**   **A**

Sam の Year 2における課税所得は\$175,000で税額は\$30,000であった。Year 3における課税所得は\$250,000で税額が\$50,000になると見込んでいる。予定納税の過少納付による罰則金を回避するために Sam が支払うべき Year 3の予定納税額はいくらか。

- a. \$30,000
- b. \$33,000
- c. \$45,000
- d. \$50,000

**6. TAC Original**   **A**

当年度の税額が予定納税額を超過した場合、予定納税の過少納付による罰則金が課せられる *可能性*があるのは以下のどの場合か。

- a. 納税者に前年度の税額がない場合。
- b. 納税者の当年度の予定納税額が\$1,000未満である場合。
- c. 納税者の前年度の AGI が\$100,000であり、前年度の税額の100%を予定納税した場合。
- d. 納税者の前年度の AGI が\$180,000であり、前年度の税額の100%を予定納税した場合。

## 3. Filing Status

計5問

CORE : REG Q 7~11

**7. MCQ-01404** □□ **A**

以下のうち、納税者をQualifying widow(er)として扱うための要件はどれか。

- I. 扶養家族が6ヵ月にわたり納税者と同居していること。
- II. 納税者が6ヵ月にわたり主たる住居（自宅）の費用を負担していること。
  - a. I only.
  - b. II only.
  - c. Both I and II.
  - d. Neither I nor II.

**9. MCQ-05278** □□ **B**

以下のうち、Married filing jointlyとして申告することができる状況はどれか。

- a. 結婚しているが、1年間別居していた。
- b. 結婚しているが、年度末時点で法的別居同意書に基づき別居していた。
- c. 年度中に離婚した。
- d. 法的別居の状態にあったが、1年間同居していた。

**8. MCQ-04765** □□ **A**

配偶者が前年度に死亡したParkerは再婚しておらず、扶養家族である子供のため自宅を維持している。Parkerにとって最も有利な申告資格はどれか。

- a. Single.
- b. Head of household.
- c. Married filing separately.
- d. Qualifying widow(er) with dependent child.

Copyright. TAC Co., LTD. Through license from Becker CPA Review

**10. Becker Practice □□ B**

以下のうち、Head of Householdの申告資格で申告することができる者は誰か。

- I. 32歳の離婚した2児の母親。子供は2人とも1年間母親と同居していた。
  - II. 前年度に配偶者が死亡した45歳の寡婦。1年間、自身の母親の主たる住居に関する費用を全額負担した。
  - III. 当年度中に配偶者が死亡した56歳の寡婦。自身の15歳の娘の主たる住居を提供した。
  - IV. 住居を所有している独身男性。おば Martha の生活費の100%を援助し、1年間同居していた。
- a. I and III.
  - b. I only.
  - c. II and IV.
  - d. I, II, and IV.

**11. Becker Practice □□ A**

ある夫婦は過年度に夫婦合算申告を行っていた。当年度中に配偶者が死亡した。この夫婦に扶養家族である子供はいなかった。死亡年度の翌年に、残された配偶者が利用できる申告資格はどれか。

- a. Surviving spouse.
- b. Married filing separately.
- c. Single.
- d. Head of household.